

国内手配旅行条件書（東急バケーションズ提携宿泊用）

※申し込みの際は必ずこのご旅行条件書（以下「本旅行条件書」といいます。）を十分にお読みください。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、及び、この書面のとおりに旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、東急株式会社（以下「当社」といいます。）が手配するものであり、この旅行に参加されるお客さまは当社と手配旅行契約（以下「手配旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2)当社は、お客さまからのご依頼により、国内旅行宿泊予約の手配を行う場合、本旅行条件書に記載された条件によってお引き受けいたします。また、本旅行条件書に記載のない事項については、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。
- (3)本旅行条件書の対象となる旅行は、当社がお客さまのために媒介する、国内の宿泊機関における宿泊とします。

2. 旅行の申し込みと契約の成立

- (1)当社が会員向けに提供する「東急バケーションズが提携する宿泊施設（以下「提携宿泊施設」といいます。なお、理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）」に関する手配旅行にお申し込みの際は、当社コールセンターにご連絡を頂き、その後当社よりメールまたは郵送で送付される申込書に、必要事項を入力（記入）のうえ当社に返信する方法によりお申し込みください。
- (2)前号に基づきお申し込みいただくご旅行に係る手配旅行契約は、お申込金の支払いがなくとも当社がお客さまのお申し込みに対し承諾する旨の通知（以下「予約完了通知」といいます。）を発行し、お客さまに到達したときに成立いたします。
但し、当社より予約完了通知を送付しているにもかかわらず、お客さまの受信端末の不具合等お客さま側の事情により予約完了通知を確認できなかったとしても契約成立となりますので、予約完了通知が確認できなかった場合は、Vacations 会員ページにてお客さまご自身で確認ください。

3. 申し込み条件

- (1)当社が運営する東急バケーションズ会員制度、Vacation Masters 会員制度及び Vacation Style 会員制度の会員のみお申し込み頂けます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、申し込みをお断りするこ

とがあります。

- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要になる旨をお申し出ください（手配旅行契約成立後にこれらの状態になった場合にも直ちにお申し出ください）。あらためて当社からご案内いたしますので旅行中に必要となる措置を具体的にお申し出ください。
- (4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらをお申し出いただくことがあります。
- (5) 当社は、お客さまの安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は手配旅行契約のお申し込みをお断りし、又は手配旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまのご負担となります。
- (6) お客さまがご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診察又は加療を必要と判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用はお客さまのご負担となります。
- (7) お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋等その他反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (9) お客さまが当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) お客さまが風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為又はこれらに準じる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) その他当社の業務上の都合があるときには、申し込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金とお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が手配する宿泊サービスにかかる宿泊料その他の宿泊機関に対して支払う費用（以下「宿泊料等」といいます。）及び第5項に定める旅行業務取扱料金

をいいます。

- (2)旅行代金は、当社が販売するポイントその他による施設利用権、もしくは当社が発行する東急バケーションズポイントにより、契約成立時にお支払いください。
- (3)当社は、手配旅行契約の締結がされた後であっても、宿泊施設の料金が改定された場合においては、当該旅行代金を変更することがあります。

5. 旅行業務取扱料金

提携宿泊施設への宿泊の予約手配（手配旅行）に対しては、旅行業務取扱料金（以下「旅行業務取扱料金」といいます。）として次の料金を申し受けます。

提携宿泊施設 1 件 1 手配につき宿泊料等の 20%以内

6. 旅行内容の変更

お客さまの都合により手配旅行契約の内容に変更がある場合、当社は可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合、提携宿泊施設の定める取消料のほかに変更に関わる旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

- ・提携宿泊施設の宿泊の変更 1 件 1 手配につき宿泊料等の 20%以内

7. お客さまによる手配旅行契約の解除

(1)お客さまは、次の各号の費用を支払うことを条件に、いつでも手配旅行契約の全部または一部を解除することができます。

- ① お客さまがすでに提供を受けた宿泊サービスの費用
- ② 提携宿泊施設の定める取消料
- ③ 取消に関わる旅行業務取扱料金

- ・提携宿泊施設の宿泊の取消 1 件 1 手配につき宿泊料等の 20%以内

(2)当社の責に帰すべき理由の解除

当社の責に帰すべき事由により宿泊サービスの手配が不可能になったときは、お客さまは手配旅行契約を解除することができます。この場合、当社はお客さまが既に提供を受けられた宿泊サービスに関わる旅行代金を控除した残額を払い戻します。

8. 当社による手配旅行契約の解除

お客さまが所定の期日までに旅行代金を支払わないとき、お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋等その他反社会的勢力であると判明したとき、お客さまが当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき、又は、お客さまが風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行ったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は旅行業務取扱料金及び第7項

(1)に定める取消に関わる旅行業務取扱料金並びに宿泊サービス提供機関等に対し支払う取消料・違約料その他の費用を申し受けます。

9. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に当社に通知があったときに限り、お客さま1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。
- (3) お客さまが次に例示するような事由により損害を被られました場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ④ 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更・中止
 - ⑤ 宿泊サービス提供期間外の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

10. お客さまの責任

- (1) お客さまの故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客さまが当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客さまによる取消料、違約料その他の支払いの有無にかかわらず、当社はお客さまに対し損害の賠償を請求します。
- (2) お客さまは、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他の手配旅行契約の内容についてご理解いただくよう努めてください。
- (3) お客さまは、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領できますよう、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にお申し出ください。

11. 特別補償規程の不適用

手配旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

12. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申し込みの際に提出されたお申込書に記載された個人情報について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただくほかお客さまがお申しいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

この他当社ならびに東急グループでは、(1)会社及び提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)各種アンケート、インタビューのお願い、(4)特典サービスの提供等にお客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。また、お客さまが当社に対して提供した情報、データ等を、個人が特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開できるものとし、お客さまは予めこれをご承諾頂きます。

上記のほか、当社の個人情報に関する方針については、当社ホームページ

(https://www.tokyu.co.jp/company/csr/society/transmission/privacy_policy1.html) をご参照ください。

13. 旅行業約款（手配旅行契約の部）について

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。本旅行条件書の内容と当社旅行業約款（手配旅行旅行契約の部）の内容（各条項の規定）との間に齟齬・疑義が生じる場合は、本旅行条件書の内容（各条項の規定）が優先して適用されるものとします。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ (<https://www.tokyu-travelsalon.com/company/>) からご覧になれます。

取扱営業所

旅行業登録番号 観光庁長官登録旅行業第 760 号

社名 東急株式会社 TOKYU CORPORATION (英文表記)

住所 <東急バケーションズ営業所>

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-10-7 五島育英会ビル 3 階

一般社団法人日本旅行業協会 正会員

総合旅行業務取扱管理者 佐藤 憲司

(お客さまのご依頼がある場合には、上記の者が説明を行います。)